

2023年10月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 F P G
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 谷 村 尚 永
(東証プライム・コード: 7148)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 桜 井 寛
(TEL. 03-5288-5691)

金銭の信託（組成用航空機）の評価損の計上に関するお知らせ

当社は、2023年9月期決算において、金銭の信託（組成用航空機）の評価損を計上することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 金銭の信託（組成用航空機）の評価損計上の理由

当社は米国航空機信託受益権を対象としたオペレーティング・リース案件（以下「対象案件」といいます。）に係る特定金外信託契約の信託受益権を、投資家に譲渡する目的で、貸借対照表上、商品として流動資産「金銭の信託（組成用航空機）」に計上しております（注）が、2023年9月末日における会計上の評価を見直した結果、2023年10月31日公表予定の2023年9月期決算において、「金銭の信託（組成用航空機）」の評価損を売上原価に計上することにいたしました。

対象案件は、外貨建て販売する大口投資家向け商品として組成したのですが、組成後の新型コロナウイルス感染拡大による航空業界の経営環境への悪影響や、近年の対ドル円安の影響により投資家の必要資金が多額になることもあって、当社の保有期間が長期化しているもので、2022年9月期においても評価損を計上しておりました。対象案件は、航空会社の与信に問題はなく、組成後から現在に至るまで、安定したリース料収入を得ており、商品性に問題はないと考えているものの、当社の保有期間がさらに長期化している事実を踏まえ、当該信託受益権の正味売却価額がさらに低下していると判断し、会計上の評価額を切り下げることとしたものです。

この結果、当社個別決算、連結決算ともに評価損1,695百万円を計上いたします。

(注) 対象案件を含む当社が組成する信託機能を活用した航空機リース事業案件は、当該リース事業を遂行する目的で設定した特定金外信託に係る受益権を投資家に譲渡するものであり、当社は、この法的実態に鑑み、未販売の当該受益権相当額を「金銭の信託（組成用航空機）」に計上しております。当該特定金外信託契約は、当社が信託の受託者である株式会社F P G信託に金銭を信託し、同社が当初委託者である当社の指図に基づき、当該金銭をもって航空機（航空機を信託財産とする信託受益権を含む。）を購入したうえで、航空会社にリース・市場売却等を行うものです。当該特定金外信託契約に係る信託受益権を、投資家に譲渡することで、委託者の地位が承継されると共に、信託財産から生じる譲渡後の損益が投資家に帰属いたします。対象案件については、米国のレギュレーションにより、米国の航空会社にリースを行う航空機の所有者は米国籍であることが求められるため、株式会社F P G信託は当該航空機の所有者にはならず、米国信託会社を受託者とする米国航空機信託受益権を取得し、米国信託会社を当該航空機の所有者として登録しております。

2. 業績に与える影響

上記につきましては、本日公表の「2023年9月期業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」で開示した2023年9月期の業績予想に反映しており、10月31日公表予定の「2023年9月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」にも反映されます。

以 上